

信州の安心なお店認証制度 認証基準（チェックシート）

記入例

・対策の具体的な内容を記入してください。
・他にも自発的に工夫している取組があれば、合わせて記入してください。

実施日: 現地確認時に記入します
 施設名: _____
 確認者: 現地確認時に記入します

★チェック欄は空欄のまま提出してください。 (巡回員チェック方法) ○:実施している △:一部実施 ×:未実施 □:適用外

項目	内容	チェック	具体的な取組
対人距離	1 フロントやロビーでは最低1mの来館者の対人距離を確保するよう努めている。	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用しますので、記入不要です。	フロントでの接客や会計時には、従業員とお客様の距離を1m以上空けるよう従業員に指導し、フロントカウンターにはアクリル板を設置。
	2 団体受け入れ時には、チェックイン、チェックアウト時に代表者1名が手続きを行う等、対人距離が担保できるように誘導する。		団体専用チェックインカウンターを作り、代表者が手続きを行う場所を設置。
	3 飲食の際には、真正面の配置を避けるか、アクリル板等で区切る。		テーブル席は、アクリル板を各テーブルに設置し、更に真正面の席を避ける配置にして対応。
	4 食事の時間をずらす等、食事の際の三密対策を徹底し、他のグループとのテーブル間は、1mを確保できるよう配置する。		食事時間は3部制で時差をつけている。他のグループのテーブルとは1m以上の距離を確保。
手指消毒	5 施設や客室の入口、手洗い場所に消毒用アルコールを設置する。		施設入口に2本と手洗い場内に1本、各客室ごとに1本の消毒用アルコールを設置。
	6 従業員への手指消毒を徹底するとともに、利用者へのこまめな手指消毒の呼びかけを実施する。※来館時、食事前、トイレ等の際の手指消毒を依頼		従業員は入館時やトイレ後、清掃後、違う料理を作る度など手指消毒を徹底指導。お客様へは入館時、食事前や部屋への出入りの際手指消毒を声掛け。
マスク	7 従業員は原則として常時マスクを着用するよう徹底する。		従業員は原則常時マスク着用の義務付け指導。
	8 利用者へのマスクの着用を働きかけるとともに、アクリル板のない席で会話する際のマスク着用の呼びかけを実施する。		お客様へは食事中以外のマスク着用(マスク会食)を励行。またマスクのないお客様へはマスクを配布。
施設	9 ロビーや客室、食堂など、状況に応じて換気扇などによる常時換気を実施する。		ロビー、客室、食事場所は全館換気システムにより常時換気。

換気	10	扉や窓の開閉による定期的(1時間に2回以上)な換気を実施する。	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用しますので、記入不要です。	ロビーなどの共有スペースでは、窓を1時間に2回開けて換気。
施設内感染対策	11	ドアノブ、テーブル、ルームキー、スリッパやリモコン、トイレ内設備など、施設内で他人と共用し接触する部分が多い箇所の定期的な消毒を行う。		お客様のチェックアウト後に客室内のリモコン等を消毒。共用トイレや浴室の設備などは2時間に1回の定期消毒。
	12	テーブル、イス、カウンター等の什器は、利用者が入れ替わるタイミングで定期的に消毒する。		営業前と入れ替わりごとにテーブル、イス、カウンターを消毒。
	13	共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオル等の感染リスクの低い代用可能な備品の積極的な利用に努める。		全トイレにペーパータオルを設置。
個別事項	14	ビュッフェ方式においては、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様用トングや箸等を用意し、共用をさけるなど料理の提供方法を工夫する。		ビュッフェの朝食会場では小鉢に入れた個別料理提供により共用備品をなくし感染リスクを減らしている。
	15	浴場やサウナなどの共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底する。		浴場の人数制限を設けると共に、時差入浴を促している。また朝の入浴開始時間も6時からを5時からにして分散できるよう案内。
その他	16	従業員の健康観察を徹底し、発熱や風邪などの症状がある場合は外出を控え、「受診・相談センター」に直ちに相談する。		業務開始時に検温し、タイムカードに体温を記入。37.5度以上の熱がある場合は帰宅。
	17	旅行者全員に検温及び体調確認を実施する。		入館時に検温を実施し37.5度以上の熱がある場合は入館をお断り。併せてその旨を入口に掲示。検温機は複数準備。
	18	将来の感染発生に備え、連絡先を確認し名簿等にて管理している。※宿泊者名簿で代用可		宿泊者名簿により連絡がとれるようにしている。
	19	県から配布する「お客様と共につくる“信州の安心なお店”当店の取り組み」を店頭の目立つ場所に掲示し、その内容を遵守する。		現地確認時に巡回員がお渡しますので、記入不要です。
	20	旅行者に対して長野県が作成した「信州版新たな旅のすゝめ」の「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をする。	宿泊者には『安心旅人宣言カード』の提示及び携行を促している。	

備考、その他特記事項(チェックシートの項目以外で感染症対策として講じられているものがありましたら別紙で提出してください。)